

新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第24号

新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県都市公園条例施行規則（昭和61年新潟県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前					
別表（第5条、第7条、第11条の3関係）						別表（第5条、第7条、第11条の3関係）					
附 属 設 備 名				使 用 料		附 属 設 備 名				使 用 料	
				単 位 又 は 区 分	金 額					単 位 又 は 区 分	金 額
新潟 県立 鳥屋 野潟 公園	多目的運動 広場（南側）	夜間 照明	野球場 1	（略）	1,150円	新潟 県立 鳥屋 野潟 公園	多目的運動 広場（南側）	夜間 照明	野球場 1	（略）	1,130円
			野球場 2		1,190円				野球場 2		1,170円
			サッカー場 1		730円				サッカー場 1		720円
			サッカー場 2		730円				サッカー場 2		720円
			サッカー場 3		1,070円				サッカー場 3		1,050円
			（略）						（略）		
新潟スタジ アム	大型映像装置		基本 使用	（略）	営利を目的 としない場 合 <u>7,200円</u>	新潟スタジ アム	大型映像装置		基本 使用	（略）	営利を目的 としない場 合 <u>7,100円</u>
					営利を目的 とする場 合 <u>14,400円</u>						営利を目的 とする場 合 <u>14,200円</u>
			広告 加算		営利を目的 としない場 合 <u>7,200円</u>				広告 加算		営利を目的 としない場 合 <u>7,100円</u>
					営利を目的 とする場 合						営利を目的 とする場 合

			14,400円
放送設備		4時間	営利を目的 としない場 合 2,300円 営利を目的 とする場合 4,600円
照明 設備	全点灯	(略)	営利を目的 としない場 合 17,800円
			営利を目的 とする場合 35,600円
	3分の2点灯		営利を目的 としない場 合 11,800円 営利を目的 とする場合 23,600円
	2分の1点灯		営利を目的 としない場

			14,200円
電光掲示板		4時間	営利を目的 としない場 合 6,500円 営利を目的 とする場合 13,000円
放送設備			営利を目的 としない場 合 2,300円 営利を目的 とする場合 4,600円
照明 設備	全点灯	(略)	営利を目的 としない場 合 17,500円
			営利を目的 とする場合 35,000円
	3分の2点灯		営利を目的 としない場 合 11,600円 営利を目的 とする場合 23,200円
	2分の1点灯		営利を目的 としない場

		合	8,900円
		営利を目的とする場合	17,800円
	3分の1点灯	営利を目的としない場合	6,000円
		営利を目的とする場合	12,000円
	5分の1点灯	営利を目的としない場合	3,600円
		営利を目的とする場合	7,200円
遮音カーテン	(略)		198,000円
サッカー用具	(略)		4,000円
ラグビー用具			3,800円
陸上競技用具(写真判定装置を除く。)			21,000円
写真判定装置			16,000円
(略)			
(略)	(略)	(略)	
3,000m障害物競技用具			520円
走高跳競技用具			420円
棒高跳競技用具			950円
チケット売場	(略)		950円

		合	8,700円
		営利を目的とする場合	17,400円
	3分の1点灯	営利を目的としない場合	5,900円
		営利を目的とする場合	11,800円
	5分の1点灯	営利を目的としない場合	3,500円
		営利を目的とする場合	7,000円
遮音カーテン	(略)		194,400円
サッカー用具	(略)		3,900円
ラグビー用具			3,700円
陸上競技用具(写真判定装置を除く。)			20,600円
写真判定装置			15,700円
(略)			
(略)	(略)	(略)	
3,000m障害物競技用具			510円
走高跳競技用具			410円
棒高跳競技用具			930円
チケット売場	(略)		930円

サブグラウンド	(略)		
	サッカー用具	(略)	630円
	ラグビー用具		950円
	陸上競技用具(写真判定装置を除く。)		9,300円
	(略)		
	(略)	(略)	(略)
	3,000m障害物競技用具		520円
	走高跳競技用具		420円
	棒高跳競技用具		950円
	(略)		(略)
野球場	大型映像装置	基本使用	営利を目的としない場合 3,900円
			営利を目的とする場合 7,800円
		広告加算	営利を目的としない場合 3,900円
			営利を目的とする場合 7,800円
	(略)		(略)
	放送設備	(略)	営利を目的としない場合 320円
営利を目的とする場合			

サブグラウンド	(略)		
	サッカー用具	(略)	620円
	ラグビー用具		930円
	陸上競技用具(写真判定装置を除く。)		9,100円
	(略)		
	(略)	(略)	(略)
	3,000m障害物競技用具		510円
	走高跳競技用具		410円
	棒高跳競技用具		930円
	(略)		(略)
野球場	大型映像装置	基本使用	営利を目的としない場合 3,800円
			営利を目的とする場合 7,600円
		広告加算	営利を目的としない場合 3,800円
			営利を目的とする場合 7,600円
	(略)		(略)
	放送設備	(略)	営利を目的としない場合 310円
営利を目的とする場合			

報道中継設備			640円
			営利を目的 としない場 合 <u>3,700円</u>
			営利を目的 とする場合 <u>7,400円</u>
照明 設備	全点灯		営利を目的 としない場 合 <u>23,700円</u>
			営利を目的 とする場合 <u>47,400円</u>
	3分の2点灯		営利を目的 としない場 合 <u>15,800円</u>
			営利を目的 とする場合 <u>31,600円</u>
	3分の1点灯		営利を目的 としない場 合 <u>7,900円</u>
			営利を目的 とする場合 <u>15,800円</u>
ピッチングマシン		(略)	420円
バッティングゲージ			320円

報道中継設備			620円
			営利を目的 としない場 合 <u>3,600円</u>
			営利を目的 とする場合 <u>7,200円</u>
照明 設備	全点灯		営利を目的 としない場 合 <u>23,300円</u>
			営利を目的 とする場合 <u>46,600円</u>
	3分の2点灯		営利を目的 としない場 合 <u>15,500円</u>
			営利を目的 とする場合 <u>31,000円</u>
	3分の1点灯		営利を目的 としない場 合 <u>7,800円</u>
			営利を目的 とする場合 <u>15,600円</u>
ピッチングマシン		(略)	410円
バッティングゲージ			310円

		簡易外野フェンス	(略)	320円	
新潟 県立 紫雲 寺記 念公 園	(略)				
	屋内 運動 施設	体育 館	(略)		
			暖房設備	(略) 500円	
(略)					
新潟 県立 植物 園	研修室	ビデオプロジェクター	(略)	1,610円	
		スライド機		1,610円	
		資料提示装置		1,610円	
		8ミリビデオカメラ		1,610円	
		テレビ		1,080円	
		ビデオデッキ		1,080円	
		MDプレイヤー		1,240円	
		ライティングブック		1,240円	
		可動式拡声装置		1,240円	
		固定式拡声装置	(略)	3,100円	
		マイクロホン	(略)	760円	
		冷房 設備	全面使用	(略)	320円
			半面使用		160円
		暖房 設備	全面使用		350円
(略)			(略)		
備考 (略)					

		簡易外野フェンス	(略)	310円	
新潟 県立 紫雲 寺記 念公 園	(略)				
	屋内 運動 施設	体育 館	(略)		
			暖房設備	(略) 490円	
(略)					
新潟 県立 植物 園	研修室	ビデオプロジェクター	(略)	1,540円	
		スライド機		1,540円	
		資料提示装置		1,540円	
		8ミリビデオカメラ		1,540円	
		テレビ		1,030円	
		ビデオデッキ		1,030円	
		MDプレイヤー		1,180円	
		ライティングブック		1,180円	
		可動式拡声装置		1,180円	
		固定式拡声装置	(略)	2,960円	
		マイクロホン	(略)	730円	
		冷房 設備	全面使用	(略)	310円
			半面使用		150円
		暖房 設備	全面使用		330円
(略)			(略)		
備考 (略)					

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。